

# 警察統計における認知件数の概念的把握について

松 川 太一郎

## 要 約

本稿は大屋祐雪による業務統計論の研究アプローチにより、警察による認知件数の作成過程を、警察の組織構造を所与として、統計作成のための情報処理上の技術的方法が統計事務系統に担われて機能する組織的技術的行程として分析する。そこで以下の事項が明らかにされる。

認知件数の作成において、警察組織の地方分権と中央集権の二重性に対して法令の仲立ちにより、業務統計作成のための組織的技術的行程が成立する。この行程は、他の一般的な業務統計の場合とは異なり、官庁の所管事務系統を迂回する点で特殊性がある。このような特殊性を持つ業務統計作成の組織的技術的行程は、迂回的統計報告系統の形態を持つといえる。

迂回的統計報告系統により作成される認知件数は、迂回的業務統計と呼べる。それは固有の情報性質を持つ。それは、統計源情報の獲得段階で地域統計系列性に制約されつつ、中央集査により地域的構成関係を示す統計形態であるといえる。また、迂回的統計報告系統はその統計作成機能に対して、刑事活動業務系統からの反作用性を内蔵しており、これが統計の正確性の規定要因となりうる。なお、迂回的業務統計は、業務統計一般について指摘されている統計の正確性規定要因も該当する。それについても事例を挙げた。

迂回的統計報告系統の組織的技術的側面については、その組織的構成が地方分査から中央分査に変更された歴史的事実があり、それが全国統計としての正確性を増すことにより、国政レベルでの警察統計の利用に対する適合性を高めたことを指摘した。

最後に、統計作成で運用される犯罪認知の場所と時の帰属処理が、統計による警察活動と犯罪現象の認識において現実との乖離を生じるという問題点を指摘した。

## I . 警察統計の認知件数における犯罪現象反映性の規定要因と統計学

近年の犯罪現象に関する文献で、犯罪現象の認識材料として警察庁作成の犯罪統計が利用さ

れている。その前提として、犯罪統計における犯罪現象の反映性が検討されている。その基本的な論調は、犯罪統計の作成過程を警察の刑事活動成果の直接的な集計として叙述し、刑事活動業務のあり方を統計における犯罪現象反映性の規定要因として捉えることにある。

ところで、刑事活動に伴い作成される業務記録を統計形態へと加工する段階にある、業務記録情報の運用形態もまた、犯罪統計における犯罪現象の反映性を規定する要因のひとつである。歴史的事例を紐解くと、戦前での詐欺・横領の検挙件数が他の罪種より比較的高かった理由として、昭和23年以前には犯罪統計原票方式と犯罪件数の決定基準が成立していなかったことが挙げられている。<sup>1)</sup> 一般的に問題提起するならば、業務記録を統計へと加工するという「一見、方法的手続的作業行程」<sup>2)</sup> は、警察の組織構造を所与として、統計作成のための情報処理上の技術的方法が統計事務系統に担われて機能する組織的技術的行程であるから、そのようなものとしての行程を犯罪統計作成過程の要素として考察する必要がある。

警察の犯罪統計における犯罪現象の反映性を規定する要因のうち、刑事活動業務のあり方という要因を検討する際には、刑事政策論的見地からの考察が要請されよう。これに対して、業務記録を統計形態へと加工する段階にある規定要因の考察は統計学固有の研究課題といえる。この課題遂行に当たり、統計形態への加工段階で生じる諸問題の理論的整理が要請される。そのためのフレームワークとして、第二義統計論ではなく、業務統計論の研究アプローチが援用される必要がある。なぜなら、第二義統計論は統計の素材である官庁の業務記録の出自だけが問題にされるので、犯罪統計の犯罪現象反映性を規定する要因の考察が刑事活動業務のあり方に限定されてしまい、刑事政策論的考察に帰着してしまうからである。これに対して、業務統計論の研究アプローチは、統計作成過程の組織的技術的行程を「組織的技術的側面」と「社会体制的側面」の両側面<sup>3)</sup> から把握する。それは、警察統計に対する統計学固有の研究課題について問題の所在を明らかにしてくれよう。また、この分析に伴って、統計作成の組織的技術的行程で運用される「情報技術的な要素」についても、その技術的論理的性質が統計の犯罪現象反映性を規定する様相を考察する必要が認識されてくる。<sup>4)</sup> 以上の意味において、業務統計

---

1) 關澤 (1969) p.103.

2) 大屋 (1995) p.152.

3) 大屋前掲 p.152.

4) 大屋は「統計の情報性格に影響する契機として、社会体制的な要素と情報技術的な要素とがその作成過程にあるとすれば、…」(大屋前掲 p.264)と述べている。本稿の理論的フレームワークである社会体制的側面と組織的技術的側面を合わせ持つものとしての統計作成の組織的技術的行程の考察は、大屋の述べる「社会体制的要素」の考察に該当する。また、この組織的技術的行程で運用される統計作成のための情報処理上の技術的方法の考察は、大屋が述べる「情報技術的な要素」の考察に該当する。

論アプローチは、警察において業務記録を統計形態へと加工する過程を統計学固有の研究課題として考察するのに有効である。

本稿の構成と目的は次のとおりである。第 節と第 節で、近年の犯罪現象に関する文献と第二義統計論の双方における犯罪統計、とりわけ認知件数の作成過程の叙述に備わる統計理論的意義を、犯罪統計作成過程の組織的技術的行程の様相と対比して検証する。第 節では、業務統計論アプローチによって犯罪統計作成過程の組織的技術的行程の組織的技術的側面と社会体制的側面を分析し、また、刑事活動の業務記録情報を統計へと加工する段階で運用される情報処理上の技術的方法にそなわる論理的な性質を分析する。これらの分析を踏まえて、認知件数における犯罪現象の反映性を規定する要因を示す。以上の分析は、業務統計論アプローチが、認知件数の理解における刑事活動成果集計論と第二義統計論の限界を打開する様相を自ずと示そう。

## Ⅱ．近年の犯罪現象関係文献における警察統計作成過程の叙述と統計理論的意義

### Ⅱ-1. 近年の犯罪現象関係文献における警察統計作成過程の叙述

犯罪に関する近年の著作物<sup>5)</sup>について、警察統計の作成過程がどのように叙述されているかをみていこう。

最初に、久保大の『治安はほんとうに悪化しているのか』を取りあげる。久保は、認知件数を犯罪統計として捉えており<sup>6)</sup>、その犯罪現象反映性を検討する。久保における認知件数の作成過程の叙述を以下に引用する。

「認知件数とは、簡単にいえば二つの要素から成り立っています。つまり、まず犯罪について、被害に遭ったという届出や告訴、あるいは殺人事件であれば死体の発見などの事実行為があること。(場合によっては、他の容疑で検挙された容疑者の取調べや自供によって犯罪の発生が確認されるということもあります。)次に、これに対して警察が犯罪の発生として公式に認める行為があること。この二つが合わさった時に、認知件数としてカウントされます。」<sup>7)</sup>

ここでは、認知件数の作成過程が警察による刑事活動成果の直接的な集計という、手続き的な

---

5) 本節で取り上げる著者達は、いずれも社会統計学者ではない。彼らの経歴を検討順に記す。久保は、元東京都職員で、知事本局治安対策担当部長を務めた。浜井は法務省で矯正施設に勤務した経歴があり、現在、法科大学院法務研究科教授の職にある。岡田は、元警察庁官僚である。鮎川は大学の法学部教授である。土井は大学の人文社会系教授で社会学専攻である。石井は弁護士である。

6) 「...認知件数とよばれる統計上の犯罪件数...」と叙述している。久保(2006) p. 30。

7) 久保前掲 p. 34。

行程として叙述されている。

次に浜井浩一の『実証的刑事政策論』「第1章 犯罪統計は何を測っているのか」は、「…警察統計は行政機関である警察の事件受理・処理に関する行政統計…」<sup>8)</sup>と述べているが、警察統計の作成過程の表現としては、「…関する…」という抽象的な言い回しにより、内容が漠然としている。しかし、浜井は別の箇所でも、「…犯罪を測定するには、なんらかのフィルターを通して測定(記録)する必要がある。」<sup>9)</sup>と述べている。ここでの「フィルター」とは、たとえば「検挙というフィルター」<sup>10)</sup>と述べている。したがって、浜井における犯罪統計の作成過程の叙述内容は、結局、刑事活動の直接的集計と同じことになる。

続いて、岡田薫の「日本の犯罪現象 昭和30年代以降の刑法犯を中心に」での警察統計の作成過程の叙述をみていく。それは次のように述べられている。「警察統計の中心は、犯罪認知件数と検挙件数である。前者は…(中略)…警察において一応犯罪があることを認知した事件数であって発生件数ではなく発覚件数である」<sup>11)</sup>ここでも、これまでの論者たちと同様に、刑事活動成果の直接的集計を超える内容は叙述されていない。ただし、検挙件数について、統計上の計数方法について叙述があるので引用する。「…昭和22年以前には、複数の警察が事件解決に寄与した場合には、発生(認知)件数以上に検挙件数のあることが統計作成の方法として正式に認められていた。」<sup>12)</sup>

ここからは、少年犯罪に関する文献を三点取りあげる。少年犯罪は検挙後に確定する事件であるから、これら文献では警察統計の中でも検挙人員または検挙件数が取り扱われている。検挙に関する統計は、刑事活動での業務記録の生成が、認知件数の場合とは異なり、警察組織外部からの申し出に依存しない点で統計の情報性格が異なる。<sup>13)</sup>とはいえ、以下の著者たちにおける検挙統計作成過程の叙述を捉えることは、犯罪現象の考察一般における警察統計作成過程の理解を認識する上で有益である。

まず、鮎川潤の『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』での検挙人員統計の作成過程に関する叙述をみよう。

「この占有離脱横領はどのようにして検挙可能な犯罪だろうか。…(中略)…警察官が夜間に無灯火で走っている自転車、あるいは運転者がはたして持ち主かどうか疑問をいだかせる自転車

---

8) 浜井(2011) p. 20。

9) 浜井前掲 p. 20。

10) 浜井前掲 p. 20。

11) 岡田(2006) p. 9。

12) 岡田前掲 p. 9。

13) 第 節参照。

## 警察統計における認知件数の概念的把握について

を呼び止めて、尋問してはじめて検挙が可能な犯罪だ。...(中略)...占有離脱物横領の検挙数が急激に増加しているのは、...(中略)...自転車に乗っている少年を頻繁に呼びとめた成果が提示されているのだ。」<sup>14)</sup>

ここでは、統計の作成過程が警察による検挙活動成果の直接的な集計として叙述されている。

次に、土井隆義『若者の気分 少年犯罪<減少>のパラドクス』での少年刑法犯の検挙統計の作成過程にかかわる叙述をみよう。土井は、「日本の少年犯罪の摘発件数を実数ベースで示したもの」として、1946年から2009年にかけての「図1-1 少年刑法犯の推移」を示しており、これを「この統計の数字」と言い換えている<sup>15)</sup>から、摘発件数を統計として述べている。論考全体を通してみても、統計作成過程の叙述内容としては、刑事活動成果の直接的集計の域を出ていない。

最後に、石井小夜子の『少年犯罪と向きあう』における検挙人員統計の作成過程の叙述を取りあげる。石井は、少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化について、1946年以降の「...統計数字をみながらこのことを検証...」<sup>16)</sup>する。この統計数字として、「...主として警察が把握した検挙人員を使うことにする。」と述べている。この叙述から、石井は検挙人員を統計として捉えていることがわかる。石井における統計作成過程の叙述をみよう。先の引用に続いて、石井は次のように述べている。

「ただし検挙とは警察が犯人と判定することで、以後の手続きで罪名が変わったり、あるいは冤罪であったりすることがある。また、時々検挙方針や姿勢が数字に影響を及ぼすこともある。...(中略)...また、統計は延べの人員であるので、一人が二回検挙されれば、二人とされるし、一事件に複数検挙されれば、複数人として計算される。」<sup>17)</sup>

石井の叙述からは、検挙人員統計の作成過程について、警察の刑事活動成果が統計上の計数方法をとおして集計された結果としての意味が伺える。

以上の著者達における犯罪統計の作成過程の叙述に共通する論調は、統計作成過程の組織的技術的行程を警察の刑事活動成果の直接的な集計とみている点にある。ただし、岡田と石井では、指摘したように刑事活動の業務記録情報を統計に転化するための統計上の計数方法の介在を挙げている点で、他の4名とは異なっている。

---

14) 鮎川(2001) pp.18~19。

15) 土井(2012) p.8。ここで「摘発件数」という用語があるのは、土井が少年犯罪の動向をみるために、検挙された少年刑法犯数に触法少年の数を合算しているからである。いずれの統計も警察庁の『犯罪統計書』を出典としている。

16) 石井(2001) pp.12~13。

17) 石井前掲 p.13。

さて、以上の著者達の叙述に備わる統計理論的意義を、犯罪統計作成の組織的技術的行程の様相に照らして検証しよう。

## II-2. 犯罪統計作成における組織的技術的行程の様相

地方分権と中央集権の二重性を持つ警察組織<sup>18)</sup>の内部で、捜査活動の業務記録を認知件数統計へと加工する組織的行程が、法規定により刑事活動業務から仲立ちされている制度的な様相をみていこう。

犯罪の認知とは、警察が捜査の端緒により犯罪の発生を確認すること<sup>19)</sup>であるから、捜査活動の出発点である。捜査活動は警察法により「都道府県の自治事務」として規定されている。<sup>20)</sup>

この自治事務の遂行にあたっては、「都道府県警察は、都道府県の機関として、その都道府県の区域について警察の責務に任ずる。」<sup>21)</sup> この場合の都道府県機関としての都道府県警察は、「中央の警察庁からも指揮監督は受けるが命令は受けられないわけだから、各都道府県警察のトップである本部長は、一種の独立指揮官職ということになる。」<sup>22)</sup> という性質を持っており、地方分権制度の上で捜査活動を遂行する。そのため、都道府県警察の捜査活動の業務系統には、警察庁との直接的なつながりはない。したがって、都道府県警察が捜査活動の業務記録を警察庁に報告する法規定もない。それは次のような事情に反映されている。たとえば京都府警察本部長が指揮系統下の管理職に到達した例規「告訴、告発事件の取扱要領について」<sup>23)</sup>によると、刑事活動における告訴・告発の受理に引き続く刑事事件処理とその記録の管理について、次のように規定されている。告訴事件は告訴を受理した府警本部主管課あるいは警察署で原則処理される(例規第5条第1項)。そして、この刑事活動に関する記録は本部主管課と警察署で管理される(例規第7条第1項)。この例規には、刑事活動の業務記録を府警の枠を越えて

---

18) この二重性について、佐々淳行は、終戦後の警察行政の地方分権化と、昭和29年の警察制度改革を踏まえて、「中央集権と地方分権の妥協の産物として成立したシステム」と総括している(佐々(1999) p.32)。

19) 「犯罪について、被害の届出若しくは告訴・告発を受理し、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第69条第1項若しくは第78条第1項による事件の移送(以下「事件の移送」という。)を受け、又はその他の端緒によりその発生を確認することをいう。ただし、事件を移送する場合を除く。」「犯罪統計細則」第2条第4項。

20) 田村(2011) p.32。「警察の犯罪捜査は、他の警察事務と同じく、警察法によって都道府県の自治事務とされている...」。

21) 田村前掲 p.347。

22) 佐々前掲 p.30。

23) 京都府警察のホームページから、「訓令等の公表(刑事部)」の「捜査第二課の訓令等」に移動して本文書のリンクにたどれる。(平成24年8月14日現在)

全国的な統計作成のための運用することに関する規定は無い。

他方、警察の犯罪統計事務は中央集権的に統轄されており、「警察活動の基盤となる事務で、全国的に一体となって行われることが技術的な面などから必要又は合理的なものであるため、国の警察機関である警察庁において統一が図られている。」<sup>24)</sup> この犯罪統計事務は警察法により、警察庁を上位部局とし都道府県警察を下位部局とする指揮系統関係上の事務として規定されている。<sup>25)</sup> この事務系統の中で、捜査活動の業務記録上の情報が統計へと加工されることになる。ここで問題なのは、地方分権制上にある都道府県警察で生成・管理される業務記録上の情報が自動的に中央集権下にある統計事務系統に提供されない、という制度的事情である。都道府県警察の業務系統にある刑事活動の業務記録上の情報を全国的に統轄されている犯罪統計の事務系統の上で運用して統計を作成するためには、統計制度的な対応が必要となる。それは「警察の最高機関」<sup>26)</sup> である国家公安委員会の規則である「犯罪統計規則」<sup>27)</sup> という法令の形態をとっている。それによる条文規定を同規則の第2条、第3条第1項を引用して確認しておく。

「第二条 犯罪統計は、警察庁長官（以下「長官」という。）の定める犯罪統計原票（以下「原票」という。）または犯罪統計調査票（以下「調査票」という。）に基づき作成するものとする。」

「第三条 都道府県警察は、長官の定めるところにより、犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したときは、速やかに、原票を作成し、その内容を電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告しなければならない。」

こうして法令により、都道府県警察に捜査活動の業務記録上の情報を犯罪統計原票に転化させて、それを統計作成のために運用させることが規定される。

さて、ここからは犯罪統計作成の組織的行程を担う統計事務系統の構成と、過程で運用される情報処理上の技術的方法の様相を、「犯罪統計細則」<sup>28)</sup> に基づいてみることにしよう。

刑事活動記録上の情報を犯罪統計原票へ転化して集計する統計事務の組織的技術的系統は、具体的には、警察庁が都道府県警察に、刑事活動記録上の情報を犯罪統計原票に転化させ、そ

---

24) 田村前掲 p.413。

25) 国家公安委員会が犯罪統計事務にかんして警察庁を管理し（警察法第五条）、その下で警察庁は犯罪統計を所掌事務として責任を負い（警察法第十七条第二項）、この所掌事務について警察庁長官が都道府県警察を指揮監督し（警察法第十六条第二項）、その下で都道府県警察が警察統計事務に責任を持つ（警察法第四十七条第二項）。

26) 佐々前掲 p.29。

27) 「犯罪統計規則」（昭和四十年九月十六日 国家公安委員会規則 第四号）

28) 「犯罪統計細則」（発出年月日昭和46年10月6日 警察庁訓令 第16号）これは、警察庁長官が、統計事務の取扱方を規定し、都道府県警察に指示する訓令である。

れを審査させた上で電子情報処理組織を通して警察庁へ報告させ、警察庁で集計するというものである。<sup>29)</sup>

この統計事務系統で運用される情報処理上の技術的方法は二種類ある。それは、犯罪統計原票上での犯罪件数の決定基準(第6条)と、犯罪統計原票の場所的集計範囲を規定する原票の移送処理(第9条)である。

### II-3. 刑事活動成果集計論と統計学

前々節では、近年の犯罪現象関係文献における警察の犯罪統計作成過程を叙述する際の基本的論調が、刑事活動成果の直接的集計であることをみた。そこでは、前節で確認した統計作成過程の組織的技術的行程の様相に関する叙述は一切ない。そして、統計上の計数処理方法も触れられていない場合が多い。そのため、前々節でみた叙述の理論的性格を、刑事活動成果集計論とすることができる。この理論状況に応じて、著者達による犯罪統計における犯罪現象反映性の規定要因の指摘は、刑事活動業務のあり方に集中する。<sup>30)</sup> しかし、刑事活動成果集計論とは異なり、前節で確認した組織的技術的行程と業務記録情報の統計上での処理方法もまた、統計作成過程の構成要素であり、犯罪統計の犯罪現象反映性の規定要因をなす。したがって、刑事活動成果集計論で放置されている問題領域が統計学固有の研究対象となる。

## III. 第二義統計論と認知件数

### III-1. 上杉正一郎の第二義統計論と刑事活動成果集計論

社会統計学派において、警察統計は第二義統計あるいは業務統計の範疇とされている。<sup>31)</sup> 本節では、上杉正一郎の第二義統計論<sup>32)</sup> によって警察統計の作成過程を把握することの理論的

---

29) 犯罪統計細則第7, 8, 10, 13条。細則を都道府県警察で運用するためのマニュアルとして、各都道府県警察が犯罪統計業務実施要領の類の規程を作成している。それは、都道府県間で、その組織的事務を背景とした差異を伴う。これについての考察は別の機会に譲ることにして、本稿では基本的な中央集権レベルでの規定に考察を限定する。

30) この規定要因として、久保は本文の引用にある被害者の届出行為と警察側の対応をあげる(久保前掲 p.39)。浜井は「刑事司法機関の活動状況」(浜井前掲 p.15)をあげる。岡田は、久保と同様の指摘をする(岡田前掲 p.19, p.27)。鮎川は警察活動のあり方をあげる(鮎川前掲 p.27)。土井も鮎川と同様の見解を示す(土井前掲 p.21)。石井は本文の引用にあるように、やはり、警察活動のあり方を指摘している。

31) 第二義統計としての把握は、上杉(1974) p.200に代表されよう。業務統計としての把握は、大屋・広田・野村・是永編著(1984) p.65, また、森(1991) p.293にみられる。

32) 上杉前掲、「第三章 第 節 資本主義国における第二義統計の諸形態」, 「第三章 第 節 第二義統計としての経済統計について」。



意義をみていく。

上杉の第二義統計論は、統計体系に占める第二義統計の位置を明らかにするという研究テーマ<sup>33)</sup>の一環である。第二義統計の意味が「統計外の目的のために、統計外の機構（行政機構・経済機構）によって作成される記録にもとづく統計」<sup>34)</sup>である。そのため統計の材料である「統計外の記録」の獲得形態の違いが第二義統計の内容の違いをもたらす、という論理構成をとる。上杉は第二義統計の内容の違いを、図1に示す4つの形態分類により示す。

図1 上杉による第二義統計の形態分類<sup>35)</sup>

第一義統計調査	「統計外の目的のために、統計外の機構によって作成される記録」 の発生源・発生経過	「機構」の外部	第一形態	「被調査者としての国民または企業、経営の届出・申告にもとづいて、統計が作成されるばあい。たとえば人口動態統計、税関統計としての貿易統計。」	
			第二形態への過渡形態		申請にたいする許可・認可・承認などの書類によって統計を作成する。
		「機構」の内部	官庁の活動をとらえる。	第一形態	第一形態のような「申告・届出を前提とせず、官庁じしんがその所管業務について作成した文書にもとづいて統計が作成されるばあい。たとえば、司法警察統計の属する多くの統計が、この種のものにぞくし、官庁の成績報告としての色彩がつよい。」
			官庁の活動を捉える色彩は薄くなり、企業・経営の側における経済活動、その結果としての経済現象を反映する統計	第二形態	「経済行政官庁が所管事務にかんする資料として、私的企業から報告を徴収し、それにもとづいて統計が作成されるばあい。」
		独占的国家企業の経営統計が、全国的規模における経済現象を反映する社会経済統計としての意味を持つ。	第四形態	「国家企業の業務資料にもとづいて統計が作成されるばあい。」 「中央銀行としての日本銀行の業務統計はこの例であり、さらに財政文書にもとづく財政統計も、これに準ずる。」	

図1に示された分類の基準は二重であり、第一基準は「材料となる記録」の獲得形態である。具体的には、記録の出自が、「材料となる記録」を管理する機構の外部であるか、内部であるかにより、第一形態とそれ以降の形態に分けられる。

第一形態は、「材料となる記録」を管理する機構としての官庁の外部にある「国民または企業・経営の届出・申告」に基づいて作成される統計である。これに対して、第二形態以降は、第一形態のような届出・申告を「前提とせず、官庁じしんがその所管事務にかんして作成した

33) 上杉前掲 pp.188～189。

34) 上杉前掲 p.203。

35) 上杉前掲 pp.196～202, pp.204～205, p.215より作成。

文書にもとづいて」作成される統計である。第二形態の反映対象について「官庁の行政活動を捉えるという色彩」が強いとする。なお、第一形態と第二形態との間に、「材料となる記録」の出自が官庁の外部または内部に割り切ることができず、外部と内部の関係を通した経過性に規定されるケースを認めて、過渡形態が考慮されていることを、留意しておこう。これについて、上杉は次のように述べている。

「なお、これ(引用者注:第一形態のこと)に近いものとしては、許可・認可・承認を求める申請書・願書を材料とする第二義統計がある。このばあいには、申請書や願書ではなくて、それにたいする許可・認可・承認の書類が、材料となることもありうる。...(中略)...同じ社会現象について、申請書によって統計を作成するか、その申請にたいする許可・認可・承認などの書類によって統計を作成するかは、単に形式的な差異に過ぎないようにみえるが、えられた結果が数量的にことなるというだけではなくて、前者においては被調査者たる申請者の側の書類をもととしているのにたいして、後者においては、調査者たる官庁の側の書類をもととしている点において、次に述べる第二義統計の第二形態への過渡をなすものといえることができる。」<sup>36)</sup>

第二形態以降についてはさらに第二の基準である「とらえる対象の性質」によって形態分類される。第三形態は、第二形態に対して「官庁の行政活動を捉えるという」「色彩はうすくなり...企業・経営の側における経済活動、その結果としての経済現象を反映する統計」<sup>37)</sup>である。第四形態は、国家企業が調査主体の場合であり、反映の対象が国家企業の営業 = 当該事業分野の経済現象そのものとなる。

それでは、「材料となる記録」の獲得形態は、上杉における統計作成過程の把握において、いかなる理論的意義を持つのか。それは次の引用から理解される。

「第二義統計は、それが生産される様式が異なるにしたがって、その形態を異にし、問題を異にするから、これを区別して検討する必要がある。本稿においては、右のような意味で、第二義統計の諸形態を区分し、そこでの問題点を簡単に指摘し、今後の研究を進めるための出発点を示そうとしたのである。」<sup>38)</sup>

ここでは、第二義統計の生産様式の違いが、第二義統計の形態の違いをもたらすから、第二義統計を区別する必要を主張している。そのため第二義統計の形態が分類されるのだが、その分類基準は「材料となる記録」の獲得形態である。こうした研究行程を論理的にみると、統計材料となる記録の獲得形態の理論的意義は、この獲得形態が第二義統計の生産様式として注目されていることにある、と指摘することができる。したがって、第二義統計論の理論性格は、大

---

36) 上杉前掲 p.200。

37) 上杉前掲 p.200。

38) 上杉前掲 p.203。

屋が指摘するように、「第二義統計の概念(内包規定)には、統計素材が非統計的目的で蒐集された記録という点だけで、統計情報化のシステムの相違は考慮されていない」<sup>39)</sup>ということになる。

上杉の第二義統計論の理論性格が以上のとおりであるから、その考察範囲に - 2 節で示した犯罪統計作成の組織的技術的行程と業務記録情報の統計上の処理方法が含まれることはない。その意味では、第二義統計論の理論的意義は刑事活動集計論に接近している。

### Ⅲ-2. 上杉における認知件数の形態分類について

上杉の第二義統計の形態分類は、警察が作成する犯罪統計を第二形態に割り切ってしまう点で間違いがある。上杉の分類を引用しておく。

「第二義統計の第二形態は、被調査者たる国民または企業経営の申告・届出・登記・申請を前提とせず、官庁じしんがその所管事務にかんして作成した文書にもとづいて統計が作成されるばあいにあられる。この部類に入るものとしては、司法・警察関係の主な統計をあげることができる。たとえば... (中略) ...警察庁が下級警察機関からの報告に基づいて作成する犯罪統計...」<sup>40)</sup>

認知件数の「材料となる記録」は、事件の認知という刑事活動に伴って作成される業務記録である。それには二種類ある。第一は、被害者から提出されて警察が受理した被害届、告訴・告発状等であるが、この発生過程は明らかに前節で留意した上杉の第二形態への過渡形態に該当する。第二は、届出に基づかない、警察官による現行犯逮捕、あるいは、被疑者取調べにおける余罪捜査の結果作成される書類であるが、これらは上杉の第二形態に該当する。これらの記録にある情報が犯罪統計原票に転化<sup>41)</sup>されて、認知件数統計の源情報とされる。したがって、警察統計の中でも認知件数は、第二義統計の第二形態ではなく、第二形態への過渡形態と第二形態との複合形態として分類されなければならない。<sup>42)</sup> なお、検挙件数は、検挙活動の業務記録の生成が、警察外部からの申し出に直接依存していないから、上杉の第二形態に問題なく該当する。

---

39) 大屋前掲 p.158。

40) 上杉前掲 p.200。

41) 被害届の様式と内容については、警察実務研究会(2009) pp.255～256に例示がある。また、犯罪統計原票の様式については、2012年9月5日現在で、インターネット上のブログ「資料屋本舗」の下記URLよりリンクを通してPDFファイルで取得可能である。(http://toriaezumitekityo.blog.88.fc2.com/blog-entry-83.html) 両者の記入項目を突き合わせると、被害届の内容が犯罪統計原票で統計報告システムに規定された様式の下に整理されるという、まさしく「材料となる記録」の情報が統計源情報へと転化される過程が浮かび上がる。

42) 上杉と全く同じ扱いが、森前掲 pp.292～293でもなされている。

以上の様に警察統計の形態分類が不適切であったことは、「統計外の記録」の出自の認識が上杉にとっての理論的出発点でありながら、それに関する正確な事実認識が欠落していることを示している。こうした事態からは、「統計外の記録」=被害届等の発生過程の認識様式が「犯罪統計細則」により明文化されているという現実<sup>43)</sup>と照らし合わせてみると、上杉における法的資料の軽視が伺える。それは、第二義統計論の理論性格と相まって、同じく法的に規定されている統計作成のための組織的技術的行程と業務記録情報の統計上の処理方法の看過をもたらしている。<sup>44)</sup>それが、第二義統計論の理論性格をますます刑事活動集計論に接近させている。

#### Ⅳ. 業務統計論アプローチと認知件数

##### Ⅳ 1. 大屋祐雪の業務統計論アプローチ

認知件数作成過程の把握に対して、業務統計論の研究アプローチには、いかなる理論的意義あるのだろうか。その考察に進もう。

業務統計論の研究アプローチを、大屋祐雪の『統計情報論：「第8章 統計作成の社会システム」によって確認する。大屋は、統計作成過程がその他の作業行程一般に対して備える特殊性を指摘する。それは、「特殊具体的な社会的諸関係のなかで、政治的、経済的、等々の活動を通じて社会を構成し、その分子として自己の存在をそれぞれに維持している社会的個体（ないしは組織体）」に、調査主体と客体という一過性の関係を取り結ぶ、ということである。<sup>45)</sup>このような事実認識から、統計作成過程という「一見、方法的手続き的作業行程」に対して組織的技術的側面を捉えるとともに、その組織的技術的な内容が、調査主体と客体の関係における各社会的組織体が統計作成過程を離れた平素の社会的関係の中で遂行する諸活動をもって構成する社会の、体制的制度と構造に適合することを必要とするという、社会体制的側面の把握も考察することになる。<sup>46)</sup>

以上の研究アプローチでは、統計作成過程における調査主体と客体の関係が、そこでの主体と客体に置かれる社会的組織体を統計作成過程から離れた平素の社会的関係という観点から捉

---

43) 注19参照。

44) 引用にある「警察庁が下級警察機関からの報告に基づいて作成する犯罪統計」という文言が端的な例である。「下級警察機関」を具体的な組織名称により示すべきである。

45) 大屋前掲 p.152。

46) 大屋前掲 p.152。

えた時に、一組織体が別の組織体に依存する関係であるのか、それとも依存しない関係なのか、ということが問題となる。ここで、依存しない関係であるのなら、統計作成過程の組織的技術的行程は、「自己の業務遂行上、必要な情報を自由に徴収できる系統」という組織的技術的側面を備える。このような組織的技術的側面を備える統計作成の組織的技術的行程は、調査主体と客体の関係を形成する社会的組織体が平素に置かれている社会関係上のあり方に適合しているという意味で、社会体制的側面を備えている。こうした両側面を備える統計作成の組織的技術的行程により作成される統計が「業務統計」である。<sup>47)</sup> 続いて、この業務統計作成の組織的技術的側面を「調査主体が合目的に報告系統を編成し、報告様式を統一することによって、当該組織内に経常的あるいは臨時的に統計情報化過程を構成することができる。」<sup>48)</sup> と敷衍して、統計報告系統として述べている。

#### IV-2. 業務統計論アプローチによる認知件数統計の把握

犯罪統計作成の組織的技術的行程の様相は、 - 2 節で確認したように、刑事活動の事務系統が地方分権上にあるため、この系統の上に全国的に統轄された統計事務系統を設置することはできない、ということであった。地方分権上にある刑事活動の事務系統に対して、犯罪統計規則という法令を仲立ちとして、全国的に統轄された犯罪統計の事務系統が設置されている(図 2 参照)。ここでは統計事務系統における統計の源情報の獲得が問題であるが、仮定の話としては統計調査という組織的技術的行程の採用もありうる。しかし、その場合、実査機関と被調査機関が都道府県警察で同一の組織体であるから、業務統計論アプローチでみると、むしろ統計報告系統の組織的技術的側面が適合する組織体的な契機がある。現実には、この組織体的な契機に犯罪統計規則を適用して、統計報告系統が適合する組織的制度的要件を成立させている。こうした法令の仲立ちにより統計報告系統が警察組織の二重性に適合していることが、警察統計作成における組織的技術的行程の社会体制的側面である。また、このような社会体制的側面下にある統計報告系統は、他の一般的な業務統計の場合とは異なり、官庁の所管事務系統を迂回する点で、組織的技術的側面上の特殊性がある。その具体的な過程は、刑事活動の業務記録情報から犯罪統計原票を作成する作業行程として現れている。

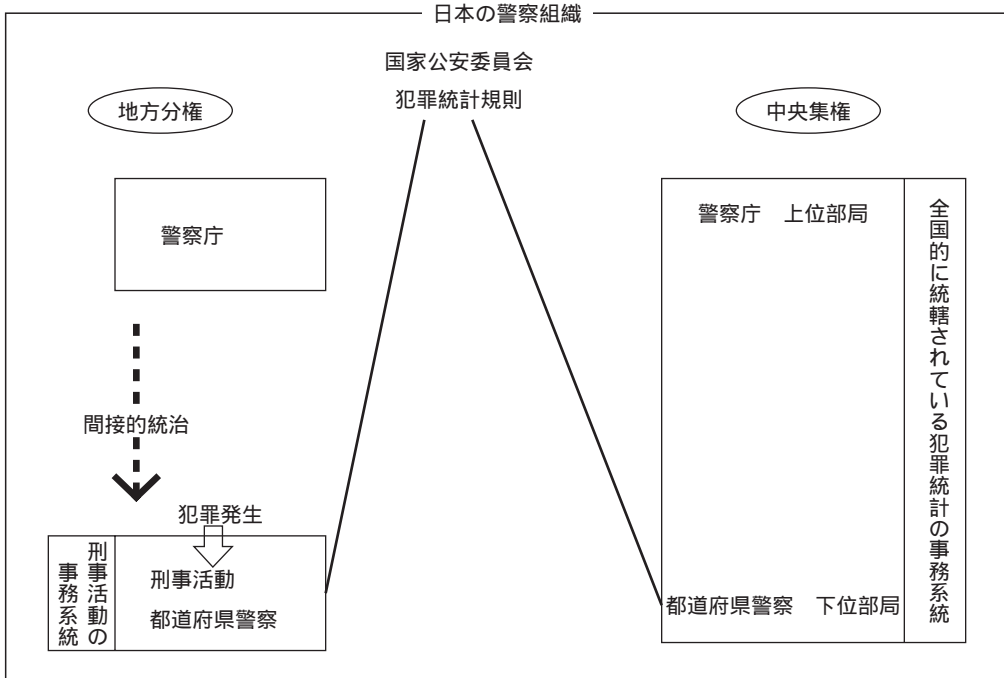
このような迂回的統計報告系統により作成される認知件数は、迂回的業務統計と呼べよう。

---

47) 大屋前掲 p.154。

48) 大屋前掲 p.154。

図2 日本の警察組織と統計報告系統



IV-3. 迂回的業務統計の情報性質

迂回的業務統計である認知件数の統計論的な性質をみよう。迂回的統計報告系統は中央集査形態をとることにより、認知件数は全国と都道府県との地域的構成関係を得る。しかし、この関係は、統計素材である業務記録情報の獲得条件が各都道府県警察の刑事活動状況の違い<sup>49)</sup>によって都道府県間で異なることに伴って、犯罪統計原票の獲得条件も都道府県間で異なるため、犯罪統計原票の獲得段階に限っていわゆる地域統計系列<sup>50)</sup>の性質が当てはまる。そのため、認知件数は統計源情報の獲得段階で地域統計系列性に制約されつつ、中央集査により地域的構成関係を示す統計形態であるといえる。こうした性質は、認知件数の都道府県別比較で犯罪現象の実勢反映性に格差をもたらす要因として注意される必要がある。この点は、通常の業務統計である人口動態統計とは性格が全く異なる。

49) 広畑 (2004) pp. 66 ~ 67 参照。

50) 地域統計系列の概念を大屋は次のように述べている。「地域を異にして別々に実施されたいくつかの同種の、ないしは特定の同じ調査項目をもつ全く別の統計調査の結果表から、作表目的に適合する統計値を引いて、地域別の統計系列をつくる場合である。」(大屋前掲 p. 83)。

次に迂回的統計報告システムの統計作成機能に対する、刑事活動業務システムからの反作用性をみておく。迂回的統計報告システムでの統計事務の遂行は、自治事務機関としての都道府県警察の立場においては、上意下達の行政システムの下に規定されているわけではないから、片務的業務の性質を帯びる。そうした状況は、統計報告システムに提供された刑事活動業務上の情報を刑事活動の現場へフィードバックすることに制約が伴うとき、刑事活動業務と統計事務との間に労力的緊張関係を露呈する。すなわち、「第一線において大量の情報を提供させているにもかかわらず、集約された情報の一部にしかアクセス権が付与されておらず、第一線における情報登録に対する意欲低下を招いている。」<sup>51)</sup> こうした関係が統計の正確性を規定する要因となりうることは、明らかであろう。

また、迂回的統計報告システムにより作成される犯罪統計が、自治事務機関としての都道府県警察にとって合目的な情報内容を持ちえないときに、全国的統轄事務により作成される統計に対して都道府県警レベルで疑問が呈される。たとえば朝日新聞の「夫婦殺害 統計は『強盗』

県警、警察庁指針に従い分類」という記事<sup>52)</sup>は、自治事務機関としての都道府県警察が県議会に対して犯罪統計を用いて行政上の説明を行う際に、県警の処理事件が統計上殺人ではなく強盗として分類されていることに対して、県警内部から疑問が呈されていることを報じている。ここに迂回的統計報告システムに固有の組織的緊張関係が伺える。

つづいて、迂回的業務統計というよりも、業務統計一般について大屋により指摘されている、統計報告システム上の問題をみていこう。大屋の指摘を引用しておく。

「...地方機関や部・課の業務記録が正確であり、報告用紙への記入に作為や誤りが無ければ、業務統計の数値は信頼してよい統計といえることができる。」<sup>53)</sup>

この種の問題として、次のような事例がある。たとえば、統計報告システムに対して警察官が検挙率の向上を目的として事件の摘発数を水増しして統計報告システムに入力した事件<sup>54)</sup>は、検挙件数の正確性を毀損する。また、犯罪統計細則で規定されている「犯罪件数の決定基準」の運用ミスに関する報道<sup>55)</sup>は、刑事活動の業務記録上の情報を犯罪統計原票に転化するための情

51) 警察庁(2006) p.2。引用に示される統計報告にかかわる業務と刑事活動業務との労力的緊張関係ゆえに、その緊張を緩和する方向で統計報告システムの技術的改善が進められる(警察庁(2006) p.1)。

52) 朝日新聞(2011年6月22日付鹿児島版31ページ11版の記事)。

53) 大屋前掲 p.160。

54) 読売新聞(2012年8月18日付記事)「供述でっち上げ、摘発件数水増ししか...新潟県警課長」BIGLOBE ニュースへの配信版。

55) 毎日新聞(2011年5月16日付中部夕刊記事)「愛知県警：刑法犯件数を過少発表 『解釈ミス』100件以上」。

報処理の技術的方法の誤用が、認知件数の正確性を毀損したことを報じている。

ところで、認知件数作成過程の「組織的技術的側面」が研究視野に入るとき、統計報告系統の組織的技術的構成の変更が、統計の正確性規定要素として考察対象となる。

『戦後警察史』によると、犯罪統計業務は、昭和41年1月から統計報告系統の機械的技術的基盤が全国的に電算化され、それに伴い、犯罪統計規則ならびに細則が改正された。<sup>56)</sup> この改正に伴い、統計報告系統の組織的技術的構成が、いわゆる地方分査から中央集査<sup>57)</sup>に変更された。すなわち、改正前は、

「各警察署において事件取扱者が作成した犯罪統計原票に基づき統計係が各種の統計表（刑法犯関係26表）を集計して都道府県警察本部へ報告し、都道府県警察本部ではこれを集計して管区警察局及び警察庁へ報告する、いわゆる手集計の積上げ方式によって全国的な統計を作成してきた...」<sup>58)</sup>

という地方分査であったが、改正後は、次のように中央集査化された。

「新犯罪統計システムは、警察署で作成した犯罪統計原票を一度都道府県（方面）警察本部へ送付し、犯罪統計主管課による内容審査を経た後テレタイプ送受信主管課へ送付され、そこで原票内容は紙テープにさん孔され、テレタイプ通信網によって警察庁の電子計算組織に入力、集計され、集計結果がそれぞれの都道府県（方面）警察本部へ送付されるという仕組みのものである。」<sup>59)</sup>

地方分査と中央集査のそれぞれによる統計の正確性に関する優劣の比較は、時代背景を近しくする『統計学辞典』に次のように述べられている。

「地方分査は製表主体が多いために製表期間を短縮しうる利点があるが、他方同じ理由から製表の取扱いに統一性をかき、全体としての正確性において劣っており、また経費も一般に中央集査よりも多額を要する。これに対して中央集査は統一的に行いうるために正確性と経費の点で優っており、精細な分類や複雑な製表も可能である。また製表期間も統計機械の発達により短縮されてきているので、多くの場合中央集査の方が望ましいのである。」<sup>60)</sup>

中央集査は「全体としての正確性」で地方分査に優るということであるが、これは国政レベ

---

56) 警察庁警察史編纂委員会(1977) pp. 772~773。

57) 地方分査と中央集査の説明は、中山編(1952) p. 153で次のようになされている。

「中央集査とは調査票をそのまま全部中央機関(例えば統計局等)に集めて集計するものであり、地方分査とは調査票を各地方機関(例えば府県庁、市町村役場等)で集計して、最後の結果だけを中央に送達し、それを中央でまとめる方法である。」

58) 警察庁警察史編纂委員会前掲 p. 772。

59) 警察庁警察史編纂委員会前掲 p. 773。今日では、中央集査という本質は変わらないが、情報通信技術の発展の下、犯罪統計原票の電子計算組織への入力は警察署レベルでも行われる。

60) 中山編前掲 p. 153。



ルでの警察統計の利用形態に対して中央集査がより適格的であることになる。というのは、都道府県警察官の定員の基準は政令により定められており<sup>61)</sup>、その際には「治安水準が全国的に均衡のとれたものとして維持される必要があるという観点から、各都道府県の人口、面積、犯罪発生状況、その特殊事情等を考慮」されているが<sup>62)</sup>、この統計利用形態では全国的な治安水準の均衡を見るために、認知件数に対して全国を通した「全体としての正確性」が要請されるのは当然だからである。

IV-4. 統計作成のための情報処理上の技術的方法の論理的性質が統計にもたらす情報性質  
さて、認知件数の作成過程という組織的技術的行程の考察を進めていくと、この行程で運用される情報処理上の技術的方法に備わる論理的な性質が統計の情報性質を規定する局面もみいだされてくる。それは統計作成過程の情報技術的要素<sup>63)</sup>に関する問題なので、統計報告系統の考察とは次元が異なる。二点問題を指摘しておく。

「犯罪統計細則」第9条の規定により、検挙された事件についてそれが検挙した署の管轄外での発生であり、犯罪統計原票が作成されていない場合、その犯罪に関する原票が事件発生地を管轄する警察署に移送され、そこで作成されたものとして取り扱われる。そして、この認知の事実は同細則第2条第4項により、検挙した署の認知から除かれる。したがって当該事件は統計上発生地の認知件数に分類される。

こうした分類基準による割り切りは、犯罪統計の目的に照らすと、トレードオフを生じる。というのは、犯罪統計の目的は「...発生する犯罪の状況とそれに対する警察活動を定量的に把握・分析し、犯罪の特徴や動向を把握することで効率的な捜査の推進及び犯罪防止の施策向上を目的とするもの。」<sup>64)</sup>であり、統計の把握対象が犯罪状況と警察活動について二面的に目的規定されている。この二面的な目的規定のうち一方の犯罪状況の把握という目的にたいして、上記の割り切り処理は適格的であるが、他方、警察活動の定量的把握という目的に対しては、情報を提供しえなくなるからである。

もう一つ、余罪認知に関する統計上の処理方法の問題があり、それは認知された犯罪が過去のものであっても、統計上は認知時点のものに含まれるということである。<sup>65)</sup> この場合、統

---

61) 警察法第57条第2項。

62) 地方分権改革推進会議(2002) p. 2。

63) 注4参照。

64) 警察庁(2007), p. 2。

65) 平成11年2月19日に開催された第557回統計審議会の議事録「平成10年の犯罪情勢について」。

計上の認識に実態に対する時間的な乖離が生じる。これは、集計における統計源情報の割り切りが、犯罪状況の時系列上の把握を不正確にする問題を生じている。

## V. むすびに代えて

本稿の理論的成果は、業務統計論アプローチに基づいて、認知件数作成過程の組織的技術的行程を、その組織的技術的側面と社会体制的側面から分析して、迂回的統計報告系統として把握したこと、この概念に基づいて統計の情報性質に関わる問題提起をしたこと、そしてこの行程で運用される統計上の技術的方法の技術的論理的性質を分析したことにある。残された課題をいくつかあげてむすびに代えたい。

迂回的統計報告系統について、その組織的契機を示したが、それ以外の契機、例えば、戦前の中央集権的警察で培われた伝統的意識、あるいは統計報告系統の運用コストの問題などの考察はなされていない。これらの契機の分析が迂回的統計報告系統の理解を深化させよう。

また、迂回的統計報告系統がもたらす認知件数の地域統計系列性による都道府県間での犯罪反映性格差の具体的な把握のためには、迂回的統計報告系統の特殊性をなしている刑事活動の業務記録情報を犯罪統計原票に転化する過程を都道府県警察毎に分析することのみならず、各都道府県警察の刑事活動状況の違いも不可欠の考察要素である。この点で、従来の研究アプローチと連携した研究の展開が求められる。

### 【謝辞】

『熊本学園大学経済論集』編集委員会の先生方には、学外者の投稿論文にもかかわらず本稿のご掲載をお認めいただいたことに、感謝申し上げます。

レフリーの先生方には、拙稿をご辛抱強くお読みいただいた上に、的確な修正事項のご指摘を賜りましたことに、厚く感謝申し上げます。ご指摘がなければ、本稿がここにご掲載いただくことはあり得ませんでした。

熊本学園大学経済学部名誉教授であられる永井博先生には、経済統計学会の活動を通じて常日頃からお指導いただいています。本稿の執筆もご指導の賜物です。ここに尽きることのない謝意を表します。

参 考 文 献

- 鮎川潤 (2001) 『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』 平凡社。
- 石井小夜子 (2001) 『少年犯罪と向きあう』 岩波書店。
- 石川正興・小野正博・山口昭夫編 (2010) 『確認 刑事政策・犯罪学用語 250 WORDS 第2版』 成文堂。
- 上杉正一郎 (1974) 『経済学と統計 改訂新版』 青木書店。
- 大屋祐雪 (1995) 『統計情報論』 九州大学出版会。
- 大屋祐雪・広田純・野村良樹・是永純弘編著 (1984) 『統計学』 産業統計研究社。
- 岡田薫 (2006) 「日本の犯罪現象 昭和30年代以降の刑法犯を中心に」 『レファレンス』 No.666。
- 久保大 (2006) 『治安はほんとうに悪化しているのか』 公人社。
- 警察実務研究会 (2009) 『第一線捜査書類ハンドブック [三訂版]』 立花書房。
- 警察政策学会監修 (2012) 『平成24年版 警察官実務六法』 東京法令出版。
- 警察制度研究会編 (2010) 『警察組織関係法令』 東京法令出版。
- 警察庁 (2006) 『警察総合捜査情報システムの業務・システムの見直し方針』。
- 警察庁警察史編纂委員会編 (1977) 『戦後警察史』 警察協会。
- 警察庁情報通信局情報管理課 (2007) 『警察総合捜査情報システム調達計画書』。
- 五島幸雄 (2011) 『実務に即した刑法各論』 成文堂。
- 佐々淳行 (1999) 『日本の警察 「安全神話」 は終わったか』 PHP 研究所。
- 關澤正夫 (1969) 「戦前と戦後における検挙力の比較的考察 (1)」 『警察研究』 第40巻第4号。
- 田口守一・川上拓一・田中俊彦編 (2009) 『確認 刑事訴訟法用語 250 WORDS』 成文堂。
- 田村正博 (2011) 『全訂 警察行政法解説』 東京法令出版。
- 地方分権改革推進会議 (2002) 「資料1-2 警察庁から事務局に提出された資料」。
- 土井隆義 (2012) 『若者の気分 少年犯罪 <減少> のパラドクス』 岩波書店。
- 中山伊知郎編 (1952) 『統計学辞典』 東洋経済新報社。
- 浜井浩一 (2011) 『実証的刑事政策論』 岩波書店。
- 浜井浩一編著 (2006) 『犯罪統計入門』 日本評論社。
- 広畑史朗 (2004) 『警察の視点 社会の視点』 啓正社。
- 法制執務用語研究会 (2012) 『条文の読み方』 有斐閣。
- 法令用語研究会 (2012) 『法律用語辞典第4版』 有斐閣。
- 森博美 (1991) 『統計法規と統計体系』 法政大学出版局。
- 『実用法律用語事典』 (2009) 自由国民社。
- 「資料屋本舗」 < <http://toriaezumitekityo.blog88.fc2.com/blog-entry-83.html> > (2012年9月5日  
アクセス)

Summary

## A thought on the compiling system for the reported number of penal code offenses

This paper analyzes the organizational character of the compiling system for Japanese National Police Agency statistics called the reported number of penal code offenses and also analyses the informational character of the statistics.

The compiling system of the statistics is centrally controlled by National Police Agency, while the origins of statistical information or the investigation documents are produced and managed by prefectural polices partly in command of the Agency. In order to serve the data of the investigation documents to the system, there have to be a linkage between the prefectural polices and the compiling system. The law of National Public Safety Commission plays the linking role.

As the result of such linking system, informational character of the statistics is described as below. The statistics has complex character ; it is not only statistical regional structural table, but also statistical regional series table. Moreover due to such linking system, there occurs friction between National and the regional polices. It decreases the statistical compiling function of the system. Thus, there is likelihood of the difference of accuracy between the different prefectural statistics.

Central controlled compiling system of the statistics in itself has some obstacles which lose accuracy of the statistics at the level of the investigation documents data processing.

Historically seeing, the compiling system of the statistics has changed from local tabulation to central tabulation. The latter system provides more adapted statistics than the former from view of national police administration.

From these analyses we can see the close relationship between the accuracy and the compiling system of the statistics.

There are another point on the accuracy of the statistics; the methods for counting crimes. These methods make the time series comparison and the activity analysis of police office difficult.